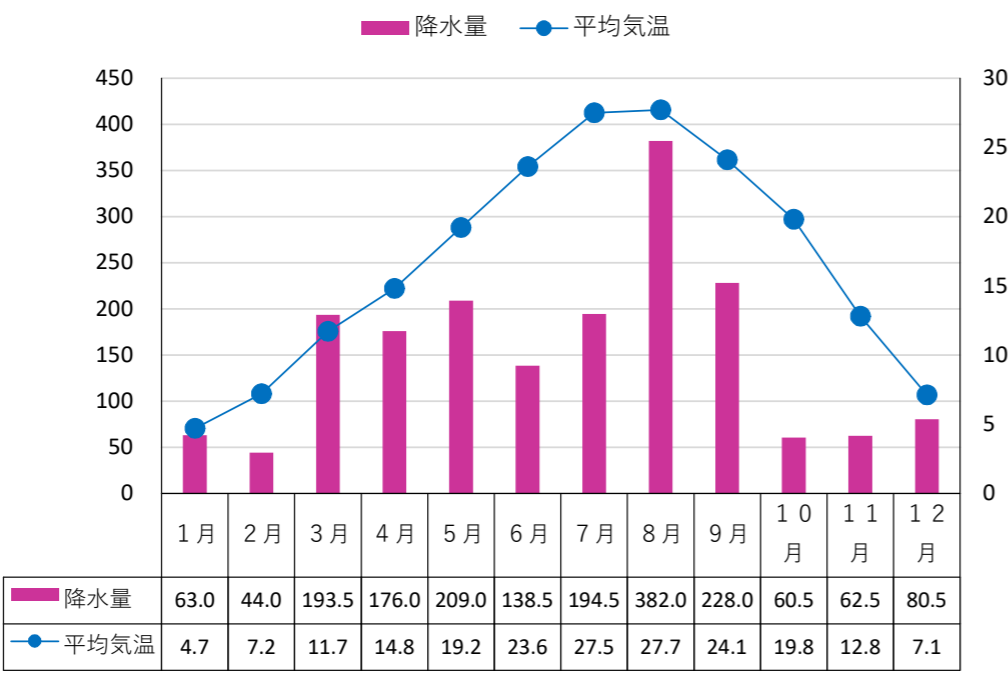
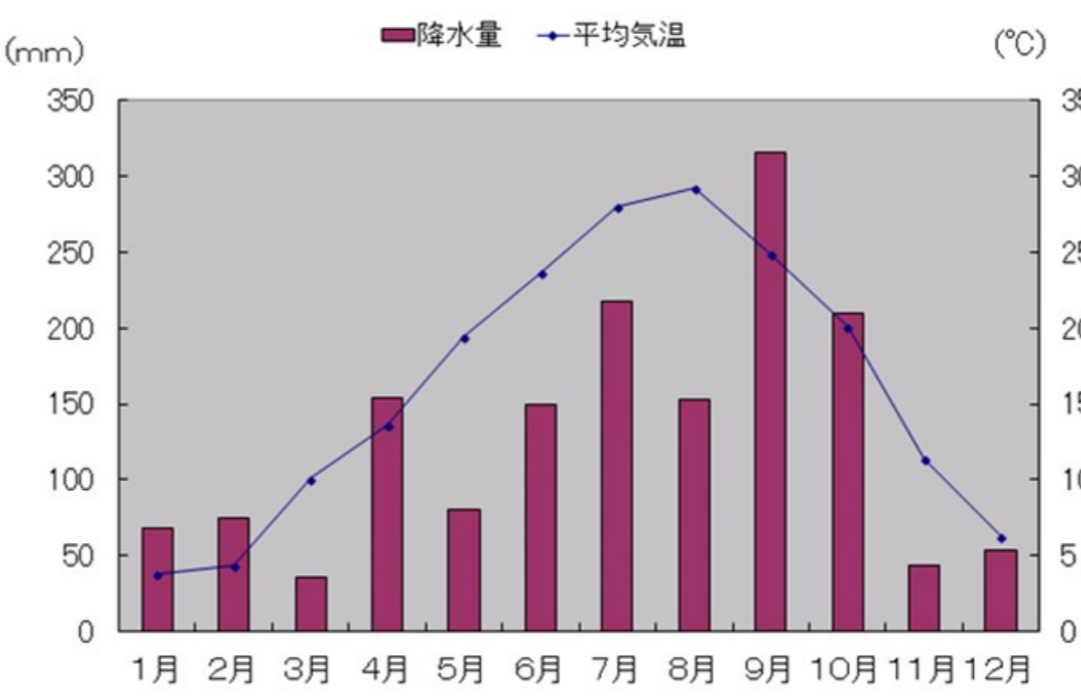
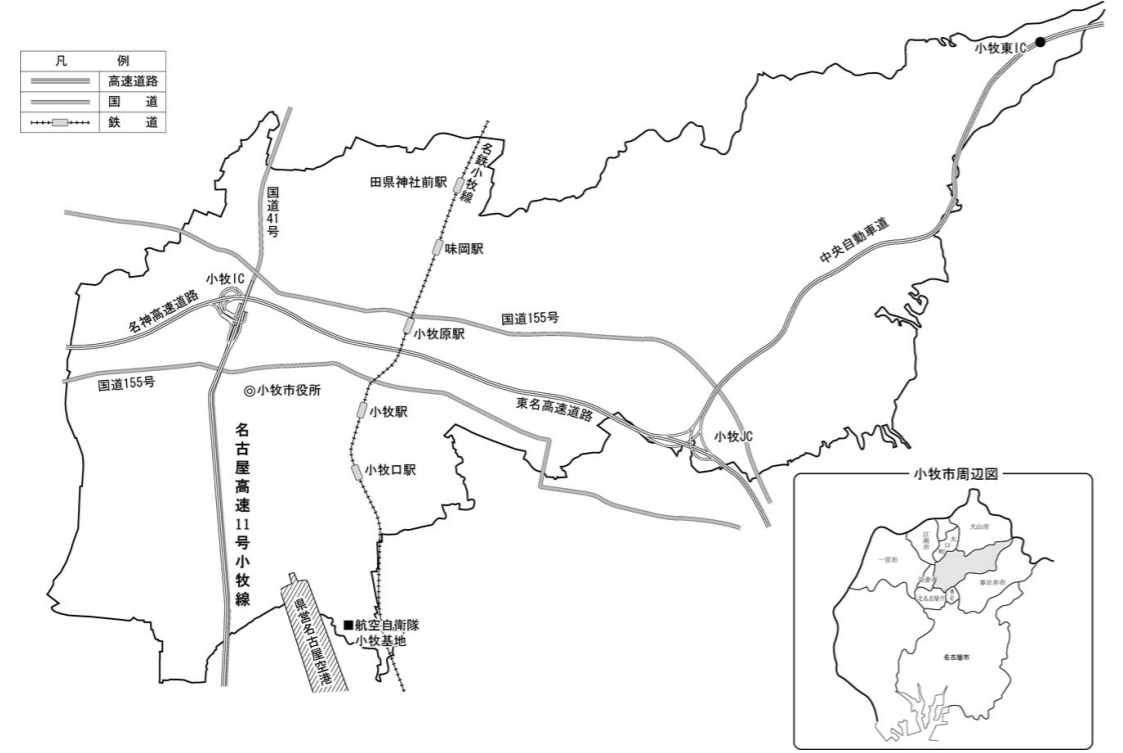
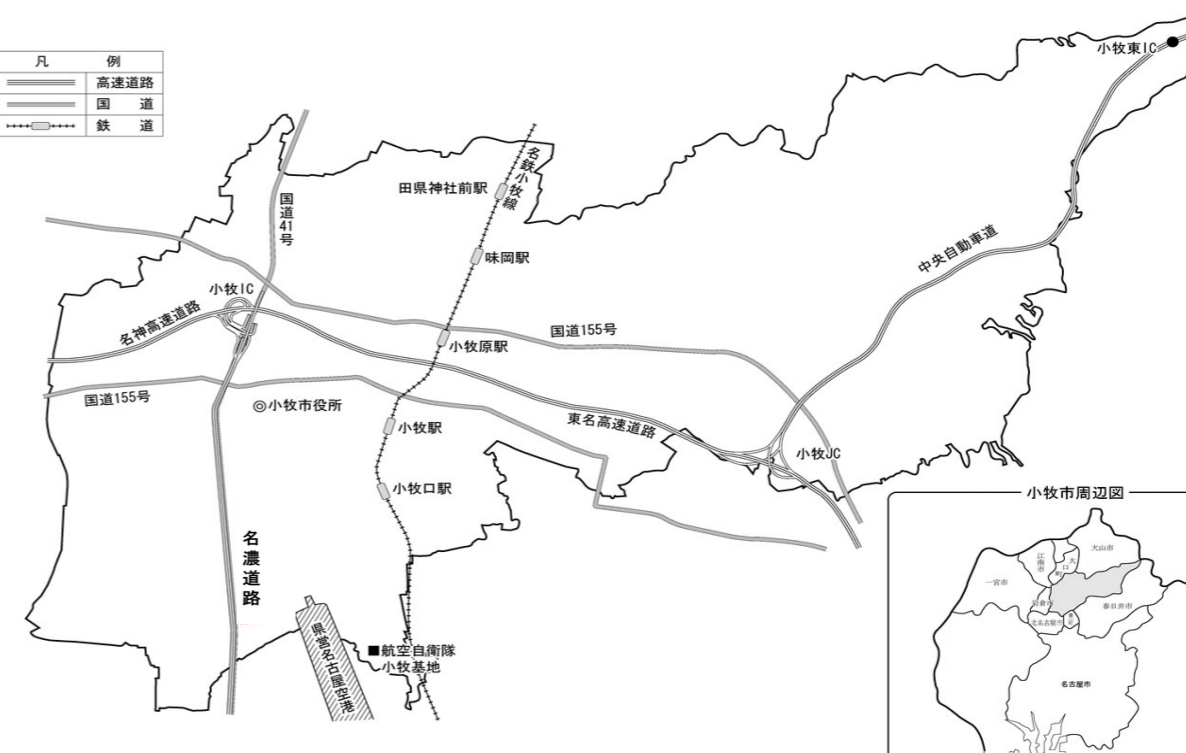


頁	新	旧	変更理由
第 1 編 第 3 章 (P4)	<p style="text-align: center;">図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み</p> <p>国（対策本部） ・ 警報の発令 ・ 避難措置の指示（要避難地域、避難先地域等） ・ 救援の指示 ・ 武力攻撃災害への対処の指示（消防庁長官による消防に関する指示） ・ 大規模又は特殊な武力攻撃災害（NBC攻撃等）への対処 ・ 生活関連等施設の安全確保 ・ 国民生活の安定 ・ 対策本部における総合調整</p> <p>愛知県（対策本部） ・ 警報の市町村への通知 ・ 避難の指示（避難経路、交通手段等） ・ 救援 ・ 武力攻撃災害の防御 ・ 応急措置の実施（警戒区域の設定（緊急時）退避の指示（緊急時）） ・ 緊急通報の発令 ・ 対策本部における総合調整</p> <p>小牧市（対策本部） ・ 警報の伝達（サイレン等を使用） ・ 避難の指示の伝達 ・ 避難住民の誘導（避難実施要領の策定） ・ 消防 ・ 応急措置の実施（警戒区域の設定退避の指示） ・ 対策本部における総合調整</p> <p>住民（協力）</p> <p>指定公共機関 ・ 放送事業者による警報等の放送 ・ 日本赤十字社による救援への協力</p> <p>指定地方公共機関 ・ 運送事業者による住民・物資の運送 ・ 電気・ガス等の安定的な供給</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	<p style="text-align: center;">図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み</p> <p>国（対策本部） ・ 警報の発令 ・ 避難措置の指示（要避難地域、避難先地域等） ・ 救援の指示 ・ 武力攻撃災害への対処の指示（消防庁長官による消防に関する指示） ・ 大規模又は特殊な武力攻撃災害（NBC攻撃等）への対処 ・ 生活関連等施設の安全確保 ・ 国民生活の安定 ・ 対策本部における総合調整</p> <p>愛知県（対策本部） ・ 警報の市町村への通知 ・ 避難の指示（避難経路、交通手段等） ・ 救援 ・ 武力攻撃災害の防御 ・ 応急措置の実施（警戒区域の設定（緊急時）退避の指示（緊急時）） ・ 緊急通報の発令 ・ 対策本部における総合調整</p> <p>小牧市（対策本部） ・ 警報の伝達（サイレン等を使用） ・ 避難の指示の伝達 ・ 避難住民の誘導（避難実施要領の策定） ・ 消防 ・ 応急措置の実施（警戒区域の設定退避の指示） ・ 対策本部における総合調整</p> <p>国民（協力）</p> <p>指定公共機関 ・ 放送事業者による警報等の放送 ・ 日本赤十字社による救援への協力</p> <p>指定地方公共機関 ・ 運送事業者による住民・物資の運送 ・ 電気・ガス等の安定的な供給</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	内閣官房が示す表記に合わせた変更

頁	新	旧	変更理由																																							
第1編 第4章 (P6 ~P7)	<p data-bbox="281 231 400 262">2 気候</p> <p data-bbox="281 283 1448 451">本市の気候は、太平洋岸気候で、夏は高温多雨、冬は少雨という特徴がある。令和3年の統計数値によると、年平均気温は16.7℃、年総降水量は1,832.0mmであり、四季を通じて温暖であり、比較的過ごしやすい日が多い。ただ、冬期においては、関ヶ原などの山あいを通る季節風による降雪がしばしばみられ、積雪となることもある。</p> <p data-bbox="549 514 1157 546">図1-2 市の月別平均気温と降水量 (令和3年)</p>  <table border="1" data-bbox="409 1113 1305 1207"> <thead> <tr> <th></th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 降水量</td> <td>63.0</td> <td>44.0</td> <td>193.5</td> <td>176.0</td> <td>209.0</td> <td>138.5</td> <td>194.5</td> <td>382.0</td> <td>228.0</td> <td>60.5</td> <td>62.5</td> <td>80.5</td> </tr> <tr> <td>● 平均気温</td> <td>4.7</td> <td>7.2</td> <td>11.7</td> <td>14.8</td> <td>19.2</td> <td>23.6</td> <td>27.5</td> <td>27.7</td> <td>24.1</td> <td>19.8</td> <td>12.8</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table>		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	■ 降水量	63.0	44.0	193.5	176.0	209.0	138.5	194.5	382.0	228.0	60.5	62.5	80.5	● 平均気温	4.7	7.2	11.7	14.8	19.2	23.6	27.5	27.7	24.1	19.8	12.8	7.1	<p data-bbox="1478 231 1596 262">2 気候</p> <p data-bbox="1498 283 2665 451">本市の気候は、太平洋岸気候で、夏は高温多雨、冬は少雨という特徴がある。平成25年の統計数値によると、年平均気温は16.2℃、年総降水量は1,553.5mmであり、四季を通じて温暖であり、比較的過ごしやすい日が多い。ただ、冬期においては、関ヶ原などの山あいを通る季節風による降雪がしばしばみられ、積雪となることもある。</p> <p data-bbox="1736 514 2344 546">図1-2 市の月別平均気温と降水量 (平成25年)</p> 	<p data-bbox="2686 231 2884 315">統計数値の修正 による変更</p>
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																														
■ 降水量	63.0	44.0	193.5	176.0	209.0	138.5	194.5	382.0	228.0	60.5	62.5	80.5																														
● 平均気温	4.7	7.2	11.7	14.8	19.2	23.6	27.5	27.7	24.1	19.8	12.8	7.1																														

頁	新	旧	変更理由																																																																																																																																																																																																																		
第1編 第4章 (P7 ~P8)	<p>3 人口</p> <p>(1) 本市の人口は、令和4年10月1日現在（住民登録）で150,819人である。</p> <p>(2) 65歳以上の高齢者は38,050人、高齢者の占める割合は25.2%であり、外国人住民は10,399人、外国人の占める割合は6.9%である。</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p style="text-align: center;">表1-2 人口密度の高い地区</p> <table border="1" data-bbox="299 537 1427 1682"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>大字・町・丁</th> <th>地区人口(人)</th> <th>地区面積(ha)</th> <th>人口密度(人/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">小牧地区</td><td>桜井本町</td><td>569</td><td>5.0</td><td>113.92</td></tr> <tr><td>大山(小牧)</td><td>427</td><td>5.3</td><td>80.57</td></tr> <tr><td>小牧</td><td>459</td><td>3.0</td><td>154.73</td></tr> <tr><td>新町二丁目</td><td>1,096</td><td>12.4</td><td>88.58</td></tr> <tr><td>新町三丁目</td><td>1,362</td><td>13.8</td><td>98.72</td></tr> <tr><td>小牧四丁目</td><td>2,124</td><td>17.6</td><td>120.83</td></tr> <tr><td>中央三丁目</td><td>1,329</td><td>13.3</td><td>100.16</td></tr> <tr><td>中央五丁目</td><td>1,311</td><td>14.5</td><td>90.68</td></tr> <tr><td>緑町</td><td>64</td><td>0.7</td><td>96.37</td></tr> <tr><td>応時三丁目</td><td>797</td><td>7.3</td><td>108.46</td></tr> <tr><td>応時四丁目</td><td>410</td><td>4.8</td><td>85.70</td></tr> <tr><td>春日寺三丁目</td><td>574</td><td>6.8</td><td>84.72</td></tr> <tr><td>掛書町</td><td>462</td><td>5.5</td><td>83.51</td></tr> <tr><td rowspan="4">北里地区</td><td>藤島町梵天</td><td>1,321</td><td>14.8</td><td>89.16</td></tr> <tr><td>藤島町中島</td><td>569</td><td>6.1</td><td>93.90</td></tr> <tr><td>小木南三丁目</td><td>995</td><td>10.8</td><td>92.46</td></tr> <tr><td>藤島二丁目</td><td>673</td><td>8.3</td><td>80.76</td></tr> <tr><td rowspan="4">味岡地区</td><td>久保一色南二丁目</td><td>1,237</td><td>14.3</td><td>86.37</td></tr> <tr><td>小松寺</td><td>1,043</td><td>10.9</td><td>95.29</td></tr> <tr><td>小松寺二丁目</td><td>1,055</td><td>10.0</td><td>105.08</td></tr> <tr><td>文津一丁目</td><td>205</td><td>1.9</td><td>107.62</td></tr> <tr><td rowspan="6">篠岡地区</td><td>古雅二丁目</td><td>695</td><td>8.2</td><td>85.12</td></tr> <tr><td>篠岡一丁目</td><td>1,587</td><td>14.7</td><td>107.62</td></tr> <tr><td>光ヶ丘一丁目</td><td>1,350</td><td>11.3</td><td>119.27</td></tr> <tr><td>光ヶ丘五丁目</td><td>1,149</td><td>12.6</td><td>91.04</td></tr> <tr><td>城山一丁目</td><td>1,881</td><td>10.9</td><td>172.14</td></tr> <tr><td>城山二丁目</td><td>1,781</td><td>19.1</td><td>93.01</td></tr> <tr><td>城山三丁目</td><td>1,340</td><td>15.8</td><td>84.71</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 人口密度の数値が80以上の地区を掲げた。地区人口はR4. 10.1 現在</p>	地区	大字・町・丁	地区人口(人)	地区面積(ha)	人口密度(人/ha)	小牧地区	桜井本町	569	5.0	113.92	大山(小牧)	427	5.3	80.57	小牧	459	3.0	154.73	新町二丁目	1,096	12.4	88.58	新町三丁目	1,362	13.8	98.72	小牧四丁目	2,124	17.6	120.83	中央三丁目	1,329	13.3	100.16	中央五丁目	1,311	14.5	90.68	緑町	64	0.7	96.37	応時三丁目	797	7.3	108.46	応時四丁目	410	4.8	85.70	春日寺三丁目	574	6.8	84.72	掛書町	462	5.5	83.51	北里地区	藤島町梵天	1,321	14.8	89.16	藤島町中島	569	6.1	93.90	小木南三丁目	995	10.8	92.46	藤島二丁目	673	8.3	80.76	味岡地区	久保一色南二丁目	1,237	14.3	86.37	小松寺	1,043	10.9	95.29	小松寺二丁目	1,055	10.0	105.08	文津一丁目	205	1.9	107.62	篠岡地区	古雅二丁目	695	8.2	85.12	篠岡一丁目	1,587	14.7	107.62	光ヶ丘一丁目	1,350	11.3	119.27	光ヶ丘五丁目	1,149	12.6	91.04	城山一丁目	1,881	10.9	172.14	城山二丁目	1,781	19.1	93.01	城山三丁目	1,340	15.8	84.71	<p>3 人口</p> <p>(1) 本市の人口は、平成25年10月1日現在（住民登録）で153,574人であり、昭和35年ごろから一貫して増加していたが、平成20年を境に減少に転じている。(ただし、平成25年は前年度に比べて増加している。)</p> <p>(2) 65歳以上の高齢者は31,720人、高齢者の占める割合は20.7%であり、外国人住民は7,059人、外国人の占める割合は4.6%である。</p> <p>(3)~(4) 略</p> <p style="text-align: center;">表1-2 人口密度の高い地区</p> <table border="1" data-bbox="1516 636 2614 1461"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>大字・町・丁</th> <th>地区人口(人)</th> <th>地区面積(ha)</th> <th>人口密度(人/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">小牧地区</td><td>桜井本町</td><td>584</td><td>4.6</td><td>126.96</td></tr> <tr><td>東新町</td><td>387</td><td>4.8</td><td>80.63</td></tr> <tr><td>小牧</td><td>541</td><td>0.8</td><td>676.25</td></tr> <tr><td>新町三丁目</td><td>1,399</td><td>14.6</td><td>95.82</td></tr> <tr><td>小牧四丁目</td><td>1,945</td><td>19.4</td><td>100.26</td></tr> <tr><td>中央五丁目</td><td>1,334</td><td>15.3</td><td>87.19</td></tr> <tr><td rowspan="4">北里地区</td><td>藤島町梵天</td><td>1,381</td><td>14.3</td><td>96.57</td></tr> <tr><td>藤島町中島</td><td>485</td><td>6.0</td><td>80.83</td></tr> <tr><td>小木南三丁目</td><td>972</td><td>11.2</td><td>86.79</td></tr> <tr><td>藤島二丁目</td><td>768</td><td>8.4</td><td>91.43</td></tr> <tr><td>味岡地区</td><td>久保一色南二丁目</td><td>1,300</td><td>15.0</td><td>86.67</td></tr> <tr><td rowspan="8">篠岡地区</td><td>古雅一丁目</td><td>865</td><td>9.1</td><td>95.05</td></tr> <tr><td>古雅二丁目</td><td>959</td><td>8.5</td><td>112.82</td></tr> <tr><td>篠岡一丁目</td><td>2,082</td><td>14.7</td><td>141.63</td></tr> <tr><td>光ヶ丘一丁目</td><td>1,685</td><td>11.1</td><td>151.80</td></tr> <tr><td>光ヶ丘二丁目</td><td>1,218</td><td>13.9</td><td>87.63</td></tr> <tr><td>光ヶ丘五丁目</td><td>1,320</td><td>15.1</td><td>87.42</td></tr> <tr><td>城山一丁目</td><td>1,802</td><td>9.7</td><td>185.77</td></tr> <tr><td>城山二丁目</td><td>2,394</td><td>21.8</td><td>109.82</td></tr> <tr><td>城山三丁目</td><td>1,466</td><td>15.6</td><td>93.97</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 人口密度の数値が80以上の地区を掲げた。地区人口はH25. 10.1 現在</p>	地区	大字・町・丁	地区人口(人)	地区面積(ha)	人口密度(人/ha)	小牧地区	桜井本町	584	4.6	126.96	東新町	387	4.8	80.63	小牧	541	0.8	676.25	新町三丁目	1,399	14.6	95.82	小牧四丁目	1,945	19.4	100.26	中央五丁目	1,334	15.3	87.19	北里地区	藤島町梵天	1,381	14.3	96.57	藤島町中島	485	6.0	80.83	小木南三丁目	972	11.2	86.79	藤島二丁目	768	8.4	91.43	味岡地区	久保一色南二丁目	1,300	15.0	86.67	篠岡地区	古雅一丁目	865	9.1	95.05	古雅二丁目	959	8.5	112.82	篠岡一丁目	2,082	14.7	141.63	光ヶ丘一丁目	1,685	11.1	151.80	光ヶ丘二丁目	1,218	13.9	87.63	光ヶ丘五丁目	1,320	15.1	87.42	城山一丁目	1,802	9.7	185.77	城山二丁目	2,394	21.8	109.82	城山三丁目	1,466	15.6	93.97	統計数値の修正 及び表記の変更
地区	大字・町・丁	地区人口(人)	地区面積(ha)	人口密度(人/ha)																																																																																																																																																																																																																	
小牧地区	桜井本町	569	5.0	113.92																																																																																																																																																																																																																	
	大山(小牧)	427	5.3	80.57																																																																																																																																																																																																																	
	小牧	459	3.0	154.73																																																																																																																																																																																																																	
	新町二丁目	1,096	12.4	88.58																																																																																																																																																																																																																	
	新町三丁目	1,362	13.8	98.72																																																																																																																																																																																																																	
	小牧四丁目	2,124	17.6	120.83																																																																																																																																																																																																																	
	中央三丁目	1,329	13.3	100.16																																																																																																																																																																																																																	
	中央五丁目	1,311	14.5	90.68																																																																																																																																																																																																																	
	緑町	64	0.7	96.37																																																																																																																																																																																																																	
	応時三丁目	797	7.3	108.46																																																																																																																																																																																																																	
	応時四丁目	410	4.8	85.70																																																																																																																																																																																																																	
	春日寺三丁目	574	6.8	84.72																																																																																																																																																																																																																	
	掛書町	462	5.5	83.51																																																																																																																																																																																																																	
	北里地区	藤島町梵天	1,321	14.8	89.16																																																																																																																																																																																																																
藤島町中島		569	6.1	93.90																																																																																																																																																																																																																	
小木南三丁目		995	10.8	92.46																																																																																																																																																																																																																	
藤島二丁目		673	8.3	80.76																																																																																																																																																																																																																	
味岡地区	久保一色南二丁目	1,237	14.3	86.37																																																																																																																																																																																																																	
	小松寺	1,043	10.9	95.29																																																																																																																																																																																																																	
	小松寺二丁目	1,055	10.0	105.08																																																																																																																																																																																																																	
	文津一丁目	205	1.9	107.62																																																																																																																																																																																																																	
篠岡地区	古雅二丁目	695	8.2	85.12																																																																																																																																																																																																																	
	篠岡一丁目	1,587	14.7	107.62																																																																																																																																																																																																																	
	光ヶ丘一丁目	1,350	11.3	119.27																																																																																																																																																																																																																	
	光ヶ丘五丁目	1,149	12.6	91.04																																																																																																																																																																																																																	
	城山一丁目	1,881	10.9	172.14																																																																																																																																																																																																																	
	城山二丁目	1,781	19.1	93.01																																																																																																																																																																																																																	
城山三丁目	1,340	15.8	84.71																																																																																																																																																																																																																		
地区	大字・町・丁	地区人口(人)	地区面積(ha)	人口密度(人/ha)																																																																																																																																																																																																																	
小牧地区	桜井本町	584	4.6	126.96																																																																																																																																																																																																																	
	東新町	387	4.8	80.63																																																																																																																																																																																																																	
	小牧	541	0.8	676.25																																																																																																																																																																																																																	
	新町三丁目	1,399	14.6	95.82																																																																																																																																																																																																																	
	小牧四丁目	1,945	19.4	100.26																																																																																																																																																																																																																	
	中央五丁目	1,334	15.3	87.19																																																																																																																																																																																																																	
	北里地区	藤島町梵天	1,381	14.3	96.57																																																																																																																																																																																																																
藤島町中島		485	6.0	80.83																																																																																																																																																																																																																	
小木南三丁目		972	11.2	86.79																																																																																																																																																																																																																	
藤島二丁目		768	8.4	91.43																																																																																																																																																																																																																	
味岡地区	久保一色南二丁目	1,300	15.0	86.67																																																																																																																																																																																																																	
篠岡地区	古雅一丁目	865	9.1	95.05																																																																																																																																																																																																																	
	古雅二丁目	959	8.5	112.82																																																																																																																																																																																																																	
	篠岡一丁目	2,082	14.7	141.63																																																																																																																																																																																																																	
	光ヶ丘一丁目	1,685	11.1	151.80																																																																																																																																																																																																																	
	光ヶ丘二丁目	1,218	13.9	87.63																																																																																																																																																																																																																	
	光ヶ丘五丁目	1,320	15.1	87.42																																																																																																																																																																																																																	
	城山一丁目	1,802	9.7	185.77																																																																																																																																																																																																																	
	城山二丁目	2,394	21.8	109.82																																																																																																																																																																																																																	
城山三丁目	1,466	15.6	93.97																																																																																																																																																																																																																		

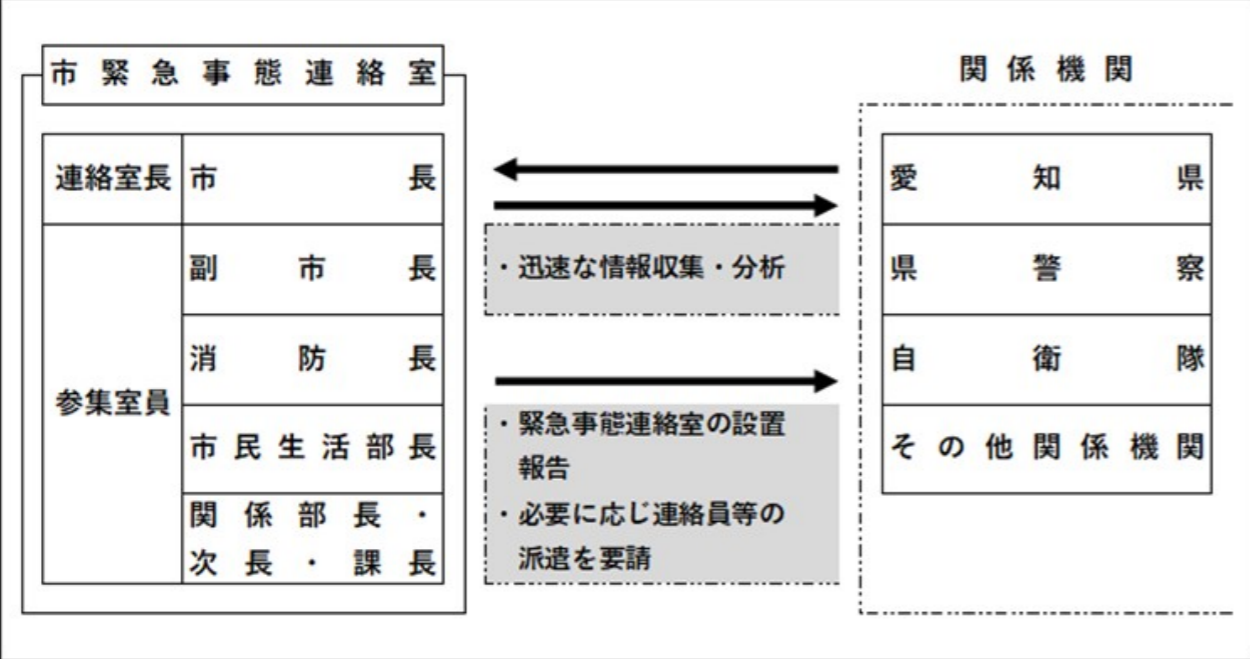
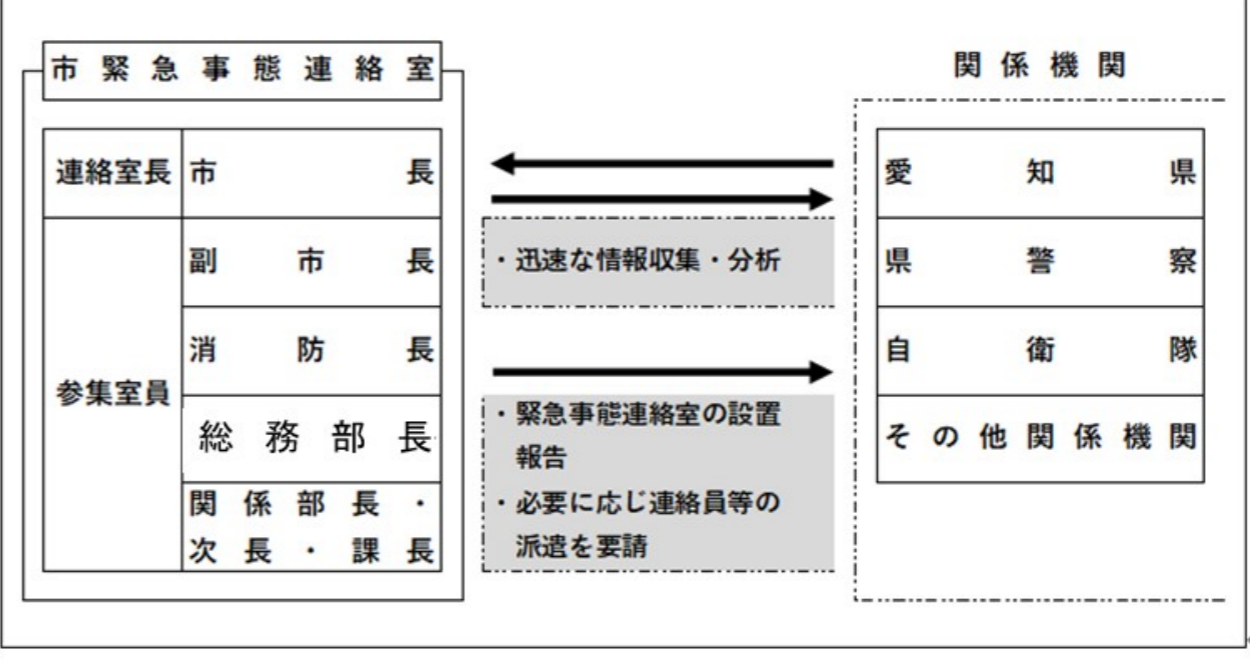
頁	新	旧	変更理由																
第1編 第4章 (P8～P9)	<p>4 道路・鉄道 本市は、東名・名神高速道路及び中央自動車道の結節点と二つのインターチェンジを有し、また南北には名古屋高速11号小牧線、国道41号が、東西には国道155号が伸びており、道路交通網が発達している。</p> <p>鉄道は、名鉄小牧線が南北に走り、小牧駅をはじめ五つの駅を有している。</p> <p>5 空港 本市の南部には、愛知県名古屋飛行場（県営名古屋空港）があり、その施設の一部が市域内にある。</p> <table border="1" data-bbox="341 619 1389 714"> <thead> <tr> <th>空港名</th> <th>面積</th> <th>滑走路</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県名古屋飛行場</td> <td>約172ha</td> <td>2,740m 1本</td> <td>西春日井郡豊山町</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 略 7 略 (1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">図1-3 小牧市概要図</p> 	空港名	面積	滑走路	所在地	愛知県名古屋飛行場	約172ha	2,740m 1本	西春日井郡豊山町	<p>4 道路・鉄道 本市は、東名・名神高速道路及び中央自動車道の結節点と二つのインターチェンジを有し、また南北には名濃道路、国道41号が、東西には国道155号が伸びており、道路交通網が発達している。</p> <p>鉄道は、名鉄小牧線が南北に走り、小牧駅をはじめ五つの駅を有している。</p> <p>5 空港 本市の南部には、県営名古屋空港があり、その施設の一部が市域内にある。</p> <table border="1" data-bbox="1543 619 2591 714"> <thead> <tr> <th>空港名</th> <th>面積</th> <th>滑走路</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営名古屋空港</td> <td>約169ha</td> <td>2,740m 1本</td> <td>西春日井郡豊山町</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 略 7 略 (1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">図1-3 小牧市概要図</p> 	空港名	面積	滑走路	所在地	県営名古屋空港	約169ha	2,740m 1本	西春日井郡豊山町	<p>正式名称へ変更及び用地取得による面積の変更</p>
空港名	面積	滑走路	所在地																
愛知県名古屋飛行場	約172ha	2,740m 1本	西春日井郡豊山町																
空港名	面積	滑走路	所在地																
県営名古屋空港	約169ha	2,740m 1本	西春日井郡豊山町																

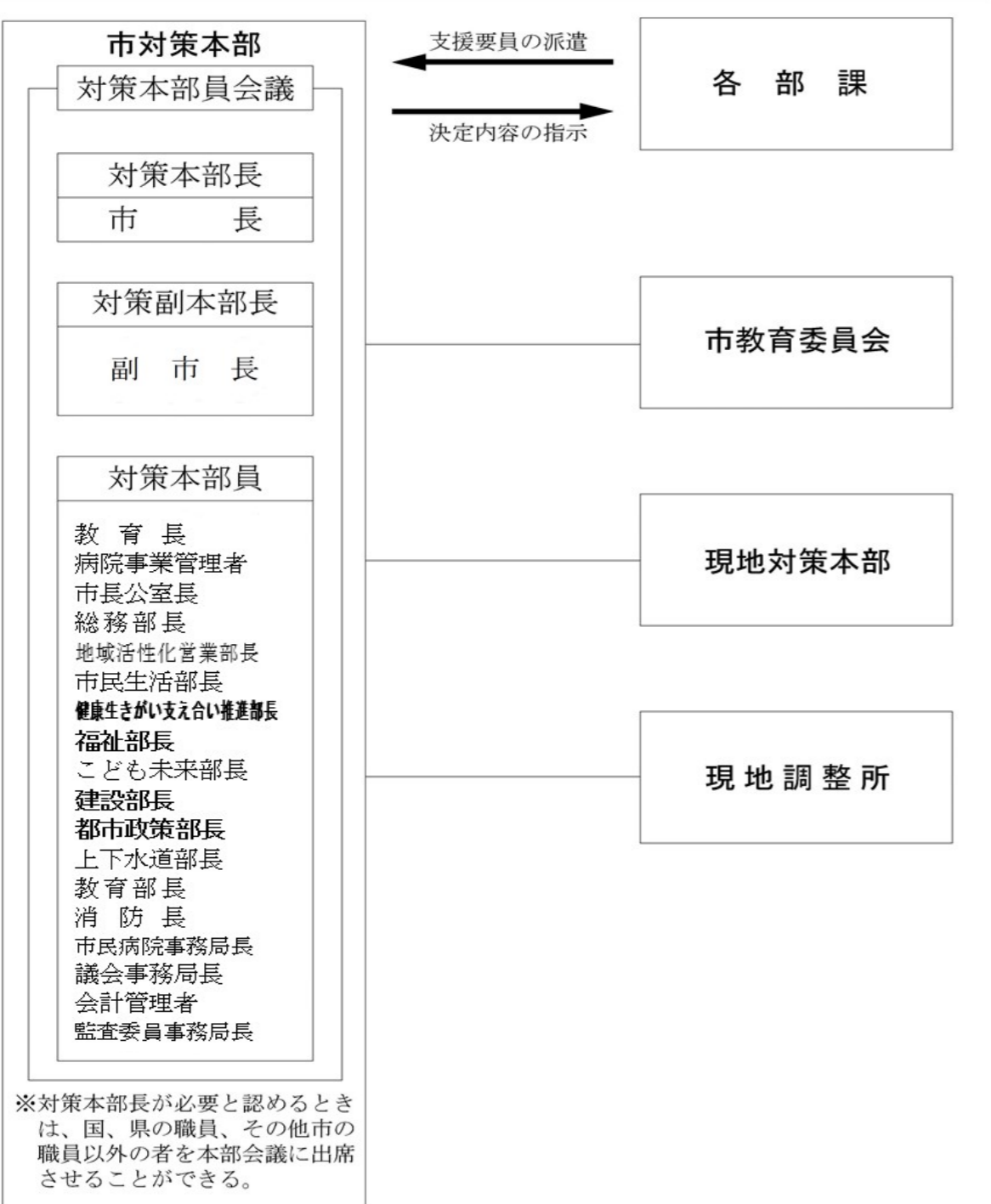
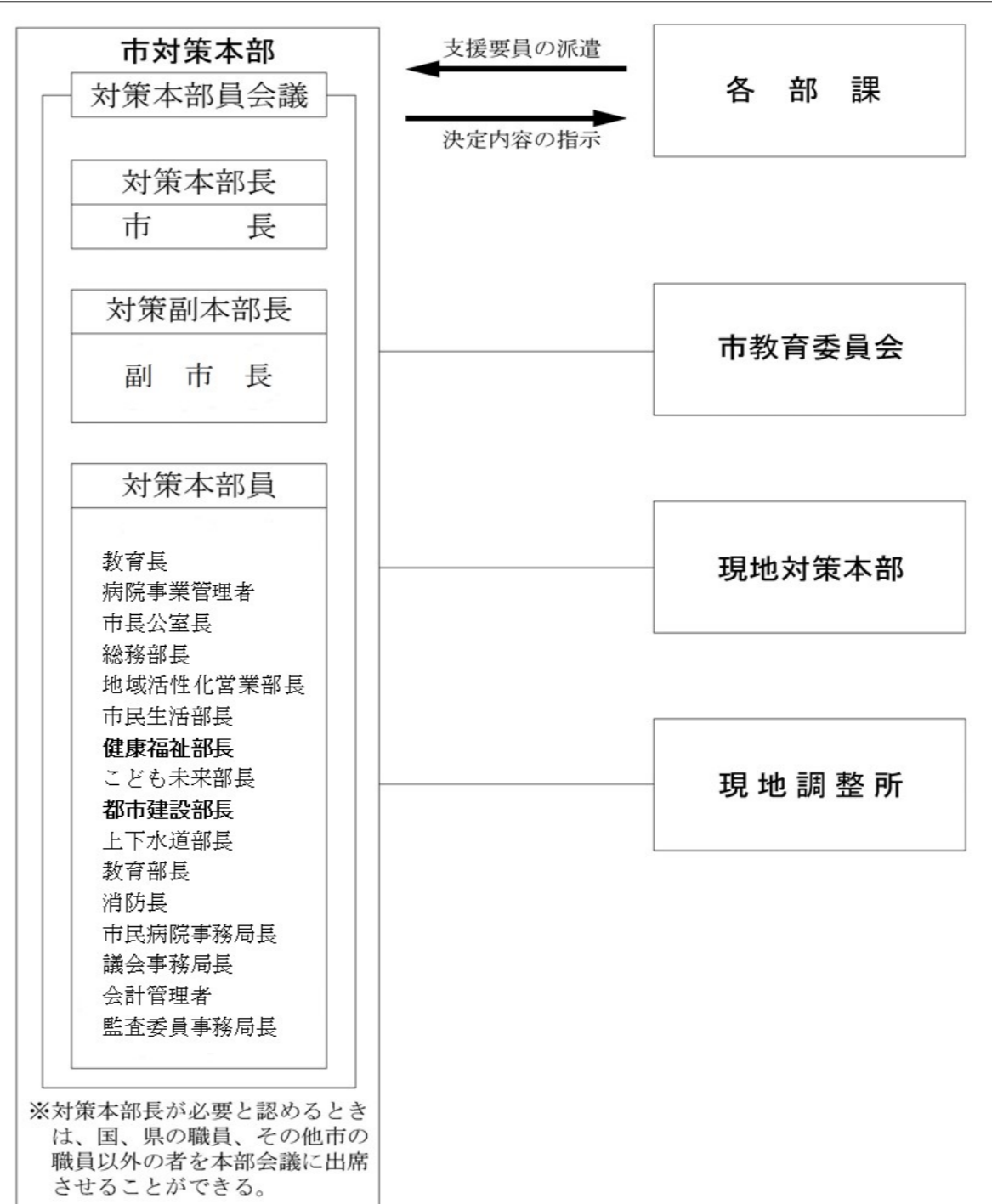
頁	新	旧	変更理由
第 1 編 第 5 章 (P10)	<p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>ア 県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、NBC兵器や汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p>	<p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋りょう、ダム等に対する注意が必要である。</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p>	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更
第 2 編 第 1 章 第 1 (P14)	<p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>市対策本部長である市長に事故があった場合には、副市長、市民生活部長の順に指揮をとる。</p>	<p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。</p> <p>市対策本部長である市長に事故があった場合には、副市長、総務部長の順に指揮をとる。</p>	組織改正による変更

頁	新	旧	変更理由
第 2 編 第 1 章 第 4 (P20)	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な防災行政無線等の有効な運用を図るとともに伝達範囲の拡大を検討する。</p> <p>(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備 市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要な防災行政無線等の有効な運用を図るとともに伝達範囲の拡大を検討する。 また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）（国において開発された、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の防災行政無線等を起動し、情報伝達を行うシステム）の運用を確実に実施する。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	記載内容の整理
第 2 編 第 1 章 第 4 (P20 ～P21)	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書の様式により、<u>県に報告する。</u> なお、安否情報の収集は、安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。</p>	記載内容の整理

頁	新	旧	変更理由
第2編 第1章 第5 (P22)	1 研修 (1)～(2) 略 (3) 外部有識者等による研修 市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊及び 県 警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。 2 訓練 (1) 訓練の実施 市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、 海上保安部等 、自衛隊等との連携による、 NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	1 研修 (1)～(2) 略 (3) 外部有識者等による研修 市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。 2 訓練 (1) 訓練の実施 市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置 等 についての訓練を実施し、武力攻撃事態等 及び緊急対処事態 における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携 を図る。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更
第2編 (P24)	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処 に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、 避難行動要支援者名簿 等必要な基礎的資料を準備する。	第2章 避難及び救援 に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1) 基礎的資料の収集 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更及び災害対策基本法改正に伴う表記の変更

頁	新	旧	変更理由																																																																																																																																																						
第2編 (P25～26)	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>(1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;">表2-5 生活関連等施設の種類及び所管省庁</p> <table border="1" data-bbox="276 604 1427 1818"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所(最大出力5万kW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水、貯水若しくは浄水のための施設又は湧き水池(10万m³/日以上)の給水能力)</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設(平均利用者10万人/日以上)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数が3万以上)</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用の無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>重要港湾の水域施設又は係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物(薬物及び劇物取締法)</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇薬(薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁(主務大臣)</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所(最大出力5万kW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は湧き水池(10万m ³ /日以上)の給水能力)	厚生労働省	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設(平均利用者10万人/日以上)	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数が3万以上)	総務省	6号	放送用の無線設備	総務省	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物(薬物及び劇物取締法)	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高圧ガス	経済産業省	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	8号	毒劇薬(薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省、農林水産省	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	11号	毒性物質	経済産業省	<p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>(1) 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。</p> <p>(2) 略</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: center;">表2-5 生活関連等施設の種類及び所管省庁</p> <table border="1" data-bbox="1478 604 2629 1906"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所(最大出力5万kW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水、貯水若しくは浄水のための施設又は湧き水池(10万m³/日以上)の給水能力)</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設(平均利用者10万人/日以上)</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数が3万以上)</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>放送用の無線設備</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>重要港湾の水域施設又は係留施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>ダム</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10号</td> <td>危険物質等の取扱所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第28条</td> <td>危険物質の種類</td> <td>所管省庁名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2号</td> <td>毒劇物(毒物及び劇物取締法)</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号</td> <td>高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5号</td> <td>核燃料物質(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7号</td> <td>放射性同位元素(汚染物質を含む。)</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8号</td> <td>毒劇薬(薬事法)</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高圧ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁(主務大臣)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	1号	発電所(最大出力5万kW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は湧き水池(10万m ³ /日以上)の給水能力)	厚生労働省	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設(平均利用者10万人/日以上)	国土交通省	5号	電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数が3万以上)	総務省	6号	放送用の無線設備	総務省	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	9号	ダム	国土交通省		10号	危険物質等の取扱所			第28条	危険物質の種類	所管省庁名		1号	危険物	総務省消防庁		2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省		3号	火薬類	経済産業省		4号	高圧ガス	経済産業省		5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会		6号	核原料物質	原子力規制委員会		7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会		8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省		9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省		10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)		11号	毒性物質	経済産業省	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更及び表記の整理に伴う変更
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																																																																																																						
第27条	1号	発電所(最大出力5万kW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省																																																																																																																																																						
	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省																																																																																																																																																						
	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は湧き水池(10万m ³ /日以上)の給水能力)	厚生労働省																																																																																																																																																						
	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設(平均利用者10万人/日以上)	国土交通省																																																																																																																																																						
	5号	電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数が3万以上)	総務省																																																																																																																																																						
	6号	放送用の無線設備	総務省																																																																																																																																																						
	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省																																																																																																																																																						
	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																																						
	9号	ダム	国土交通省																																																																																																																																																						
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																																						
	2号	毒劇物(薬物及び劇物取締法)	厚生労働省																																																																																																																																																						
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																																						
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																																						
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会																																																																																																																																																						
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																																						
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会																																																																																																																																																						
	8号	毒劇薬(薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省、農林水産省																																																																																																																																																						
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																																						
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)																																																																																																																																																						
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																																						
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																																																																																																																																																						
第27条	1号	発電所(最大出力5万kW以上)、変電所(使用電圧10万V以上)	経済産業省																																																																																																																																																						
	2号	ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備	経済産業省																																																																																																																																																						
	3号	取水、貯水若しくは浄水のための施設又は湧き水池(10万m ³ /日以上)の給水能力)	厚生労働省																																																																																																																																																						
	4号	旅客の乗降、待合いその他の用に供する鉄道・軌道施設(平均利用者10万人/日以上)	国土交通省																																																																																																																																																						
	5号	電気通信事業用交換設備(接続される回線・端末の数が3万以上)	総務省																																																																																																																																																						
	6号	放送用の無線設備	総務省																																																																																																																																																						
	7号	重要港湾の水域施設又は係留施設	国土交通省																																																																																																																																																						
	8号	空港の滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省																																																																																																																																																						
	9号	ダム	国土交通省																																																																																																																																																						
	10号	危険物質等の取扱所																																																																																																																																																							
	第28条	危険物質の種類	所管省庁名																																																																																																																																																						
	1号	危険物	総務省消防庁																																																																																																																																																						
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省																																																																																																																																																						
	3号	火薬類	経済産業省																																																																																																																																																						
	4号	高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																																						
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会																																																																																																																																																						
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																																																																																																						
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会																																																																																																																																																						
	8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省、農林水産省																																																																																																																																																						
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省																																																																																																																																																						
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)																																																																																																																																																						
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																																																																																																						

頁	新	旧	変更理由
第 2 編 第 3 章 (P27)	1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は 特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、 調達体制を整備する。	1 市における備蓄 (1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等 及び緊急対処事態 において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し又は調達体制を整備する。	内閣官房が示す表記に合わせた変更
第 3 編 第 1 章 (P30)	1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制 図 3-1 市の実施体制 図略 (1)～(2) 略 図 3-2 市緊急事態連絡室の構成等 	1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制 図 3-1 市の実施体制 図略 (1)～(2) 略 図 3-2 市緊急事態連絡室の構成等 	組織改正による変更

頁	新	旧	変更理由
第3編 第2章 (P33)	<p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成は、以下のとおりとする。</p> <p>図3-3 市対策本部の組織及び機能</p>  <p>※対策本部長が必要と認めるときは、国、県の職員、その他市の職員以外の者を本部会議に出席させることができる。</p>	<p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成は、以下のとおりとする。</p> <p>図3-3 市対策本部の組織及び機能</p>  <p>※対策本部長が必要と認めるときは、国、県の職員、その他市の職員以外の者を本部会議に出席させることができる。</p>	組織改正による変更

頁	新	旧	変更理由
第 3 編 第 3 章 (P37)	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、 努めて 自衛隊愛知地方協力本部長又は市の協議会 の 委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊愛知地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては中部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。	表記の整理に伴う変更
第 3 編 第 3 章 (P39)	7 ボランティア団体等に対する支援等 (1) 略 (2) ボランティア活動への支援等 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、 市 に設置される 災害 ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。	7 ボランティア団体等に対する支援等 (1) 略 (2) ボランティア活動への支援等 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。 また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、 避難所等に臨時 に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更
第 3 編 第 4 章 第 1 (P40)	1 警報の内容の伝達等 (1) 略 (2) 警報の内容の通知 ア 略 イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市の Webサイ ト に警報の内容を掲載する。	1 警報の内容の伝達等 (1) 略 (2) 警報の内容の通知 ア 略 イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市の ホームペー ジ に警報の内容を掲載する。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更

頁	新	旧	変更理由
第3編 第4章 第1 (P41)	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、Webサイトへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>(イ) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者に関する避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更及び災害対策基本法改正に伴う表記の変更</p>

頁	新	旧	変更理由
第 3 編 第 4 章 第 2 (P44 ～P45)	3 避難住民の誘導 (1) 略 (2) 消防機関の活動 ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の 人員輸送車両等による 運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 イ 略 (3)～(6) 略 (7) 大規模集客施設等における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等 と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の 国民保護 措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。	3 避難住民の誘導 (1) 略 (2) 消防機関の活動 ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 自力歩行困難な 避難行動要支援者の運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 イ 略 (3)～(6) 略 (7) 大規模集客施設等における 施設滞在者等の 避難 大規模集客施設や旅客輸送施設についても、市は施設管理者等 と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。	具体的な表記に変更
第 3 編 第 4 章 第 2 (P47)	3 避難住民の誘導 1 弾道ミサイル攻撃の場合 ア～イ 略 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 <u>このため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u>	3 避難住民の誘導 1 弾道ミサイル攻撃の場合 ア～イ 略	内閣官房が示す表記に合わせた変更
第 3 編 第 6 章 (P52)	3 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを 使用 する。システムが 使用 できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を 記録 した書面（電磁的記録を含む。） を、電子メールで県に送付する。ただし、 事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	3 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを 利用 する。 ただし、安否情報システムが利用 できない場合は、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を 記載 した書面（電磁的記録を含む。） の送付によるものとし、また、 事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	表記の整理及び現状に合わせた記載に変更

頁	新	旧	変更理由
第3編 第7章 第2 (P54)	1 退避の指示 (1) 略 (2) 退避の指示に伴う措置等 ア 略 イ 市長は、知事、警察官又は海上保安官からの退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。	1 退避の指示 (1) 略 (2) 退避の指示に伴う措置等 ア 略 イ 市長は、知事、警察官又は自衛官からの退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更
第3編 第7章 第2 (P55)	2 警戒区域の設定 (1) 略 (2) 警戒区域の設定に伴う措置等 ア～ウ 略 エ 市長は、知事、警察官又は海上保安官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。	2 警戒区域の設定 (1) 略 (2) 警戒区域の設定に伴う措置等 ア～ウ 略 エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更

頁	新	旧	変更理由
第 3 編 第 7 章 第 4 (P60)	4 汚染原因に応じた対応 市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の もと 、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。	4 汚染原因に応じた対応 市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の 下 、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。	表記の整理
第 3 編 第 9 章 (P63)	1 保健衛生の確保 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。 (1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し、 保健師 等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障がい者、 乳幼児、妊産婦 その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	1 保健衛生の確保 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。 (1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し、 医師 等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更
第 3 編 第 10 章 (P65)	3 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 水道事業者及び下水道事業者である市は 、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 (2) 公共的施設の適切な管理 道路等の管理者である市は 、当該公共的施設を適切に管理する。	3 生活基盤等の確保 (1) 水の安定的な供給 市は、水道事業者として 、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 (2) 公共的施設の適切な管理 市は、道路等の管理者として 、当該公共的施設を適切に管理する。	愛知県国民保護計画の記載に合わせた変更